

消費者被害アンケート*めやすばこ《No.1 表示について》 ＝概要と注意点＝



満足度 1 位



口コミ評価 1 位



〇〇に選ばれた 1 位

※1 調査方法：インターネット調査 調査概要：〇年度〇月サイトのイメージ調査 調査提供：〇〇〇社

私たちが目にする「No.1」表示には、実際の販売個数をもとに No.1 を決定しているものや、実際に利用した人を対象としたモニター調査など、さまざまな手法による調査があります。

その中でも、最近、**イメージ調査**と書かれている表示を多く目にするようになりました。イメージ調査とは、その商品（サービス）を実際に利用したかどうかは問わず、その商品（サービス）や類似する商品（サービス）のホームページなどを見て、他の商品（サービス）に比べ、その商品（サービス）は「●●に効きそう」「満足しそう」と答えたモニターが多ければ「〇〇No.1」「満足度 1 位」などと表示される調査です。



このような調査方法は、「非公正な No.1 調査」であるとして、調査会社が多く加盟する業界団体である一般社団法人日本マーケティング・リサーチ・協会が、2022 年 1 月 18 日に“非公正な「No.1 調査」への抗議状”をホームページに公表し、その後多数のメディアでも取り上げられました。

No.1 を名乗りたいがために、調査対象者や質問票を恣意的に設定した結果である非公正な No.1 調査は、「その商品（サービス）はとても良い商品（サービス）である」と消費者に過度に期待をもたせる可能性があります。

広告などに記載されている「●●1 位」などの表示の周辺には、1 位をとった調査の方法が記載されています。「イメージ調査」と書かれていたら、実際に使用した消費者が答えた結果の“1 位”ではないかもしれません。購入する前に、いったん考えてみませんか？

被害にあってしまったら

- ① 局番なしの「188」に電話し相談しましょう。
- ② 同じような被害が広がらないよう、なくす会にも情報提供をお願いします。

情報提供先：NPO法人 適格消費者団体・特定適格消費者団体

埼玉消費者被害をなくす会

TEL 048-844-8972

HP 埼玉消費者被害をなくす会>情報受付フォーム

広告の表示を鵜呑みにすることなく、すみずみまでよく読み、特にWeb広告を見て注文（契約）する際には申込最終確認画面の“スクリーンショット”をとるよう、習慣づけましょう。

独立行政法人 国民生活センター公表のチェックシートをぜひ参考にしてください。

インターネット通販では、申し込み前に「**最終確認画面**」を必ず確認してください。

「最終確認画面」のチェックリスト

<注文する前>

必ずチェック！

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合、)継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？**

※未成年者の場合は以下の点も確認してください。

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？

